

# 令和元年度千葉県被災建築物 応急危険度判定士認定講習会の御案内



チーバくん

平成28年4月の熊本地震や平成23年の東日本大震災、平成16年の新潟県中越地震など、地震において多数の建築物に被害が生じ、多くの貴重な人命が失われました。地震直後に、人命にかかわる二次的災害を防止するためには、被災建築物を調査し、余震などによる建築物の倒壊や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定し、住民等に情報提供することが重要です。

このため県では、ボランティアとして被災建築物の危険性を判定する「応急危険度判定士」の認定講習会を平成7年度から実施しています。

しかしながら、応急危険度判定士は認定開始から20年以上が経過し、登録者の高齢化等に伴う登録辞退が増えており、県では、若手の方をはじめ、より多くの方々に登録していただきたいと考えています。

今年度は、下記のとおり講習会を実施いたしますので、日頃から建築の専門家として活躍されている皆様には、この講習会を受講され、応急危険度判定士として、県民の安全確保を図るために御協力くださるようお願いいたします。

なお、講習の受講修了者は、別紙の「千葉県被災建築物応急危険度判定士認定申請書」を提出することで、判定士として登録され、認定証が交付されます。

## 記

- 1. 開催日時** 令和元年11月19日(火)  
(受付12:30～ 講習13:10～16:30)
- 2. 会場** 千葉市生涯学習センター2Fホール(JR千葉駅徒歩8分)  
(千葉市中央区弁天3-7-7 電話 043-207-5811)
- 3. 定員** 300名(申し込み先着順)  
※定員になり次第締切ります。なお受講者には受講票を送付します。  
※定員オーバーで受講できない方にはその旨通知します。
- 4. 受講資格**
  - ・建築士法に規定する一級建築士、二級建築士、木造建築士又は知事の認めた者  
(建築基準適合判定資格者又は大学、高等学校、専門学校等で建築の学科を修了し、国又は地方公共団体において建築関連業務に3年以上従事した者等)
  - ・千葉県に居住又は在勤していること
- 5. 内容(予定)**
  - ・応急危険度判定基準
  - ・木造建築物の応急危険度調査判定マニュアル
  - ・鉄骨造建築物の応急危険度調査判定マニュアル
  - ・鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の応急危険度調査判定マニュアル※ 本講習会は、CPD認定講習となります。
- 6. 使用テキスト**
  - ・被災建築物応急危険度判定マニュアル発行:(一財)日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会

7. 受講料 無料（テキスト無償配付）
8. 申込期間 令和元年8月19日（月）～10月18日（金）
9. 申込方法 郵送にて受け付けます。講習申込書に記入の上、送付してください。
10. 認定証の交付 講習会終了後、会場にて認定証を交付する予定です。  
10月18日（金）までに講習申込書と併せて、別紙認定申請書・建築士免許証の写し・カラー写真2枚を（一社）千葉県建築士会に提出してください。
11. 申込先 （一社）千葉県建築士会  
〒260-0013 千葉市中央区中央4-8-5 建築会館4F  
電話 043-202-2100 FAX 043-202-2101
12. 注意事項
- ・講習申込時に認定申請書等の提出が間に合わない場合は、必ず、当日会場受付に御提出ください。後日、御自宅に認定証を送付します。
  - ・御来場の際は、電車バス等の公共交通機関を利用してください。
  - ・既に千葉県被災建築物応急危険度判定士の認定を受けている方は、更新時の講習会の受講の義務付けはなくなりました。
13. 主催 千葉県

----- 切り取り線 -----

講習申込書				受講番号（      ）
千葉県知事 様				令和元年      月      日
下記のとおり受講を申し込みます。				
ふりがな 氏 名		現 住 所		生 年 月 日
		〒      -      _____		大・昭・平 年    月    日
日中連絡の取れる電話番号 (      )		電話番号	(      )	
				性 別 男 ・ 女
級別	都道府県	登録番号	勤 務 先	過去の受講歴
一級	/		勤務先名 〒      -      _____	有 ・ 無
二級				備 考
木造			電話番号	(      )

受講番号及び備考欄は記入しないでください。  
建築士免許の登録番号は、お持ちの級を全て記入してください。

※ この申込書に記載された個人情報、講習会実施及び被災建築物応急危険度判定士の認定に関する必要な書類等の作成に使用します。それ以外の目的には使用しません。

### 千葉県被災建築物応急危険度判定士認定申請書

年 月 日

千葉県知事様

(ふりがな)		注1)
申請者氏名		印

千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第5第1項の規定に基づき、判定士の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。また、判定活動要請の伝達のため千葉県被災建築物応急危険度判定士名簿に登載することに同意します。注2)

生 年 月 日	大・昭・平 年 月 日	性 別	男・女
建 築 士 の 免 許	1 級 2 級 木 造	建築士登録番号	
居 宅	住 所 (〒 - )		
	TEL	FAX	
	メールアドレス	@	
勤 務 先	名 称		
	所在地 (〒 - )		
	TEL	FAX	
そ の 他 の 連 絡 先	名 称		
	所在地 (〒 - )		
	TEL	FAX	
所 属 団 体 注3)	有・無	団体名	
血 液 型	A・B・O・AB	(RH+・RH-)	
添 付 書 類	(1) 建築士免許証又は建築士免許証明書の写し		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           [写 真]注4)            3 cm×2.5 cm            6ヶ月以内            正面            上半身            無背景            氏名            撮影年月日         </div>
	(2) 講習会の受講修了証の写し1通 (講習会と同時申請の場合は、添付不要)		
	(3) カラー写真2枚(この申請書に貼付し写真の他1枚、 縦3cm横2.5cm、正面、上半身、無帽、無背景 申請前6ヶ月以内に撮影したもの)		
	(4) 相互認証の場合は、お持ちの認定証の写し		
			受講番号記入欄※

注1) 申請者氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2) この申請書に記入した情報については、千葉県被災建築物応急危険度判定士名簿に登載し、地震発生後の円滑な応急危険度判定活動の実施のため、千葉県県土整備部都市整備局建築指導課で保管するとともに、県内市町村、他都道府県、国土交通省の応急危険度判定担当課及び県内建築関係団体に提供することがあります。

3) 所属団体欄には、(一社)千葉県建築士会、(公社)千葉県建築士事務所協会等、建築士に関する団体に加入している場合、記入してください。

4) 写真裏面には、氏名及び撮影年月日を記入してください。

※認定欄	認定年月日	年	月	日
認定番号 千・ - -	有効期限	年	月	日

※欄には記入しないでください。